

●住まい、しごと、健康のためのお知らせ

●しごとの支援について

雇用保険の給付日数を延長します。

事業所が震災によって休業状態となった場合、特例的に、休業している方に失業給付を支給しています。給付日数は、現行制度でも原則60日分を延長して支給していますが、今回、これに加えて、さらに60日分を延長する特例措置を実施します。

「雇用調整助成金」を拡充しています。

震災を原因とする休業を対象に、これまでの支給日数にかかわらず1年間で最大300日助成金が利用できる特例措置を設けました。また、この特例を含め、これまで実施してきた震災関係の特例の対象として、被災地域の事業主や被災地域の事業所などと一定規模以上の取引がある関連事業主に加え、関連事業主と一定規模以上の取引がある事業主（2次下請けなど）を追加しました。詳しくは最寄りのハローワークまで。

被災した方を雇い入れる事業主に助成金を支給します。

「被災者雇用開発助成金」として、震災による離職者や被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主に対して、50万円（中小企業は90万円）を支給します。

